

消費者団体訴訟制度の実効性を確保するための課題

平成 30 年 7 月 5 日

特定非営利活動法人 消費者機構日本

代表理事 副理事長 佐々木幸孝

専務理事 磯辺浩一

I 差止請求制度について

1. 消費者契約法第 9 条 1 号の平均的損害が立証困難であること

美容医療医院の事例

2. 相手方事業者からの回答が得られない場合に対応困難

差止請求訴訟で対応するには、団体の資源に限りがある。

国民生活センターADR の活用をすすめている。

3. 個別事業者の差止にとどまらず、業界全体で対応がすすむようにするために

・公正競争規約が見直された事例（家電公取協）

・「冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に係る研究会」（経済産業省）

⇒行政の関与が弱い業界等の対応促進をはかるためには、約款等の推奨行為に対する差止請求権を創設することも検討に値。

4. 食品表示法に基づく差止請求が 1 件もない

食品成分分析機関との連携の検討（費用面の課題もある。）

適格消費者団体を公益通報窓口として機能させることの検討

II 被害回復制度について

1. 共通義務確認訴訟の提起に至った事案はなし。

2. 裁判外の申入れ事案のうち公表にいたった事案

通 番	事 業 種 別	開始日付	公表日付	終 了 日 付	申入れ・要請、 問合せの趣旨	回答状況また は結果
1	リゾー トクラ ブ	2017/4/1 0	2018/1/23	2018/1/2 3	会員制度の一方 的廃止通知に伴 う損害賠償（申 入れ）	会員制度廃止 の撤回
2	シャン プー販 売	2017/11/ 1	2018/3/16		誤表示販売分の 返金（要請）	一部返金対応 を開始
3	興 業 事 業	2017/11/ 10	2017/12/1 5	2018/4/1 9	興業中止のチケ ット代返還（要	回答なし

					請)	
4	投資関連情報 商材販売	2018/2/9	2018/3/15		確実にもうかる趣旨の文言での勧誘がされており、代金返還を要請。	返金の姿勢を示す回答

3.これまで、共通義務確認訴訟の提起に至っていない要因

(1) 消費者裁判手続特例法（以下、特例法という。）施行（平成28年10月1日）以降の契約事案または同日以降の不法行為事案しか対象とならない。

当機構に提供される情報は増えている（平成27年度169件、平成28年度209件、平成29年度353件）が、当機構が特定適格認定を受けた平成28年12月27日以降しばらくは情報提供の多くが特例法施行以前の契約事案であり、対象事案とはならなかった。そのような中、通番1の事案については、不法行為の損害賠償と立論し、裁判外の申入れを行った。

(2) 多数性の要件を満たすかどうかの判断が難しい場合がある。

情報提供を受けた事案のうち、共通性の要件を満たすと思われる事案については、PIO-NET情報の提供を受けて多数性の要件を満たすか検討しているが、国民生活センターからの情報提供には処理結果が表示されておらず、相談者の請求権が残っているのかどうか確認できないため、多数性の確認が困難な事例がある。なお、上記の裁判外の申入れ・要請等を行った事案については、当機構への情報提供の件数や、情報提供者に対する事業者の対応などで多数性の要件を満たす可能性があるかと判断したもの。

(3) 共通性、多数性、支配性の要件を満たしたとしても、相手方事業者の資力の問題で、損害金等の回収が見込めない事案も多い。

特例法に基づく請求は、多くの消費者の被害を回復するためのものであり、一人の消費者の被害を回復するだけでは足りないため、相手方事業者が相応の資力を有していることが必要である。相手方事業者の資力が十分ではないため債権額の回収が困難となった場合には、手続参加の費用を支払って特定適格消費者団体に授権した消費者にとっては費用だおれとなってしまう。そのような事態を回避するため、提訴の判断にあたっては、相手方事業者の資力の見通しが重要な考慮要素となっている。通番3の事案については、相手方の資力について見通しが持てず、提訴にいたっていない。

4.制度活用をより容易にするための制度的課題についての問題意識

(1) 相手方事業者の資力の問題で、損害金等の回収が見込めない事案への対応策

①相手方事業者には資力がなくとも、役員が資産を有している場合がある。特例法では、相手方事業者の役員を被告とすることはできないが、悪質な事案については、役員を被告とできるように被告適格の見直しが必要ではないか。

②共通義務確認訴訟だけを提起し、相手方からの回収が困難な場合は通知公告を不要とするように制度変更ができないか。

③被害回復訴訟手続の途中で、相手方が倒産状態になった場合、現行制度では特定適格消費者団体は債権者ではないため破産申立ができない。この点への何らかの手当が必要ではないか。

(2) 先方の資産確認の方法の拡充

(3) 行政指導（特商法にもとづく業務停止命令や景表法に基づく措置命令等）が行われた事案について、被害回復の提訴の要否を検討するにあたって、行政機関からの情報提供が受けられるようにすることが必要ではないか。

(4) 多数性を確認するための消費者行政からの情報支援のあり方

～PIO-NET で事案の処理結果まで提供を受けられないか。

(5) 一人あたりの被害額が数万円といったごく少額の被害に対応するために、通知、授権及び意思確認といった費用を低廉化する観点から、民事訴訟の IT 化により消費者と団体とのやりとりの効率化がすすめられないか。また、裁判所と団体のやりとりも IT 化により効率化できないか。

以上